

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第5号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第IV類機関の項中「白根環境事業所」の次に「，新津クリーンセンター」を加える。

別表第1（1）の表15の項中「異議申立書等」を「審査請求書等」に改める。

別表第1（2）の表18の項を次のように改める。

<p>18 職員の自家用車の公務使用を許可すること。</p>		<p>部長等， 部付職員</p>	<p>機関の長， 機関の職員</p>	<p>課等の長， 課等に属する機関の長及びその職員， 課等の職員</p>	<p>課等に属さない機関の長及びその職員</p>	
--------------------------------	--	----------------------	------------------------	--	--------------------------	--

別表第1（3）の表3の項第11号及び第12号中「，食と花の推進課」を削る。

別表第2（1）廃棄物施設課，商業振興課，雇用政策課，企業立地課，農林水産部各課，都市政策部各課，建築部各課，土木部各課，下水道部各課，総務部総務課，用地対策課，新潟駅周辺整備事務所，地域土木事務所，地域下水道事務所，下水道管理センター，各区役所の産業振興課（西区役所にあつては農政商工課，西蒲区役所にあつては産業観光課），各区役所の建設課及び各区役所の総務課の共通事項の表中「雇用政策課，企業立地課」を「企業立地課，雇用政策課」に改める。

別表第2（9）雇用政策課の表を削り，別表第2（9）企業立地課の表の次に次のよう

に加える。

雇用政策課			
項目	副市長	部長	課長
職業安定に関する事項			
(1) 職業の訓練及び指導に関する事務を処理すること。			○
(2) 勤労者の福利厚生に関する事務を処理すること。			○

別表第2(10)まちづくり推進課の表中5の項を次のように改める。

5 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画を定めること(特に重要なものを除く。)	重要なもの	軽易なもの	
--	-------	-------	--

別表第2(10)まちづくり推進課の表に次のように加える。

6 景観に関する事項		重要なもの	軽易なもの
7 屋外広告物に関する事項		重要なもの	軽易なもの

別表第2(14)人事課の表中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 人事評価に関する事項		重要なもの	軽易なもの
--------------	--	-------	-------

別表第2(16)パスポートセンターの表を次のように改める。

パスポートセンター				
項目	副市長	部長	課長	所長
一般旅券に関する申請及び交付に関する事務を処理すること。				○

別表第2(18)白根環境事業所の表の次に次のように加える。

新津クリーンセンター

項目	副市長	部長	課長	清掃センター 所長	新津クリーンセンター 所長
1 一般廃棄物の処理作業の実施計画を決定すること。 2 廃棄物の処分の承諾及び指示をすること。 3 職員の勤務割当てをすること。					○ ○ ○

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。